

「東海第二発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海第二発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

平成29年4月26日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	平成28年12月21日
想定した原子力災害の概要	東海第二発電所は定格熱出力一定運転中において、東海村震度6弱の地震による影響を受け、外部電源喪失事象の発生及び非常用ディーゼル発電設備の故障により全交流電源喪失となり、更に原子炉隔離時冷却系の機能喪失により原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条に該当する事象に至る原子力災害を想定した。
参加人数	合計260名 （社員225名、関係会社・協力会社員35名）
防災訓練の内容	<p>「シナリオ非提示」にて実施し、発電所災害対策本部及び本店総合災害対策本部並びに本店原子力施設事態即応センターと連携した訓練を実施した。</p> <p>【東海第二発電所における訓練】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要員参集訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) 緊急時被ばく医療訓練 (6) 全交流電源喪失対策訓練（シビアアクシデント対策訓練） (7) 原子力緊急事態支援組織対応訓練 (8) 本店総合災害対策本部との連携訓練 (9) 初期消火活動訓練 <p>【本店における訓練】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発電所災害対策活動支援対応訓練 (2) 本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練 (4) 原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練 (5) 広報対応訓練 (6) 原子力緊急事態支援組織への出動要請訓練 (7) ヘリコプター搭乗訓練 (8) WANO・JANSIとの連携訓練
防災訓練結果の概要	<p>●個別の訓練結果の概要は次のとおり。</p> <p>【東海第二発電所における訓練】</p> <p>防災訓練の内容のうち(1)、(3)～(4)、(6)～(8)については、適切に実施されたが、『(2)通報連絡訓練』、『(5)緊急時被ばく医療訓練』及び『(9)初期消火活動訓練』においては、以下のとおり改善すべき課題が抽出された。</p>

防災訓練結果の概要

(2) 通報連絡訓練

原災法第25条報告の第2報連絡中に第3報が発信されるなど、電話によるFAXの着信確認が追いつかない事象が発生した。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(1)】

(5) 緊急時被ばく医療訓練

今回の訓練で権限委譲の効果が明らかとなったことから、負傷者の重篤度に応じて、権限委譲の判断を加え権限委譲を実施する。

なお、権限を委譲された本部長代理が対応可能としていくため、行うべき事項等についてルール化する必要がある。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(2)】

(9) 初期消火活動訓練

今回の訓練で権限委譲の効果が明らかとなったことから、火災の影響の程度を勘案して、権限委譲の判断を加え権限委譲を実施する。

なお、権限を委譲された本部長代理が対応可能としていくため、行うべき事項等についてルール化する必要がある。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(2)】

【本店における訓練】

防災訓練内容のうち(3)～(8)については、適切に実施されたが、『(1)発電所災害対策活動支援対応訓練』及び『(2)本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練』においては、以下のとおり改善すべき課題が抽出された。

(1) 発電所災害対策活動支援対応訓練

本店本部内の機能班の配置については、他社訓練の視察結果において班長と副班長が隣接し合理的に機能していたことを受け、配置について再検討の必要がある。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(3)】

(2) 本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練

原子力施設事態即応センター班の原子力規制庁ERC対応者が発話、プラント情報の収集依頼・整理を並行して行い負担となっていたことから、負担軽減に資するプラント情報収集体制や原子力規制庁ERCへの情報提供方法の整理が必要である。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(4)】

また、原子力規制庁ERCからの質問事項に対し、本店原子力施設事態即応センター内における質問対応箇所の選定が混乱する場面があったことから、質問事項に対する本店機能班間の役割分担を整理する必要がある。

【4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(5)】

●全体的には、訓練の目的として設定した内容について、防災要員の緊急時対応能力の習熟、緊急時対応組織内の指揮命令が適切に行われたと評価する。

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練の評価結果に基づき、本訓練において抽出された改善点は以下のとおり。

(1) 通報連絡訓練における電話による通報連絡の迅速化について

発電所本部において実報のFAX送信は滞りなく実施できたが、続報が連発したことから着信確認には時間を要した。今後の対応としては、連絡を終了した当番者がバックアップする方向で検討する。

(2) 発電所本部内での本部長の権限委譲について

今後の対応としては、プラント対応のような原災法に係るものはこれまで通り本部長権限とし、その他の火災、避難及び医療関係などについては、本部長がその影響や緊急性及び重篤度を勘案して権限委譲の判断をする。なお、権限委譲にあたって、行うべき事項等についてルール化することにより、権限を委譲された本部長代理が対応可能としていく。

(3) 本店原子力施設事態即応センターにおける各機能班配置の検討

現状では、本部長の周辺に各班長を置き、副班長以下の要員は離れた場所に配置している。特に本店庶務班、保健安全班、放射線管理班、広報班については班長席と離れていることから、今後の訓練を通じて班長の最適な配置を検討していく。

(4) 原子力施設事態即応センター班におけるプラント情報収集体制と原子力規制庁ERCへの情報提供について

①プラント情報収集体制について

原子力施設事態即応センターにおいては、原子力規制庁ERCと接続した統合原子力防災ネットワークTV会議における発話者が、社内テレビ会議システムやチャットシステム等を用いてプラント情報を収集する一方で、不足する情報については手書きの様式にて支援者（3名）に情報収集を依頼していた。しかし、前述の情報収集とTV会議を通じての発話を1名で行っていたことから対応に輻輳が生じ負担となっていた。

今後の対応として、支援者を増員するとともに、発話者以外の1名が常駐し、支援者への情報収集依頼、収集した情報の整理及び発話者への情報提供を行い、発話者が発話に集中できるよう負担を軽減する。また、チャットシステム等の情報収集ツールの使用については訓練を通じて継続して改善していく。

②原子力規制庁ERCへの情報提供について

原子力規制庁ERCへの情報提供において、事象進展予測などの提供が不足していたことから、収集する情報の対象としては、現時点のプラント情報にとどまらず、事象への対応策が失敗した場合の代替策や、対応策の完了見込み時間、さらには今後取りうる対策など前広情報まで拡大していく。

また発話者は原子力規制庁ERCへの説明にあたり、情報提供を効率的に行うため、初回のTV会議接続時に発話開始及び終了の合図を明確に決めておくとともに書画装置を積極的に活用し原子力規制庁ERCとの情報共有を行う。

(5) 原子力規制庁ERCからの質問事項に対する本店機能班間の役割分担について

原子力規制庁ERCからの質問事項に対しては、本店情報班を通じて本店機能班または発電所災害対策本部へ依頼することとなるが、混乱を避けるため、本店機能班毎の質問に対する所掌範囲について今後の訓練を通じて明確にしていく。

以上